

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の病種に入院又は入所する者を指し、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	1. 入院中の患者以外の患者 (次の病種に入院又は入所する者を指し、3の患者を除く。)	2. 入院中の患者	3. 入院中の患者	4. 入院中の患者	5. 入院中の患者	6. 入院中の患者
手術	○	○	○	○	○	○
麻酔	○	○	○	○	○	○
認知症診療	○	○	○	○	○	○
療養診療	○	○	○	○	○	○
B000-4 歯科治療診療	○	○	○	○	○	○
B002 歯科矯正治療診療	○	○	○	○	○	○
B004-1-4 入院栄養食事指導料	○	○	○	○	○	○
B004-9 介護支援管理指導料	○	○	○	○	○	○
B006-3 がん治療計画相談料	○	○	○	○	○	○
B006-3-2 がん治療管理指導料	○	○	○	○	○	○
B007 通院訪問指導料	○	○	○	○	○	○
B008 薬剤管理指導料	○	○	○	○	○	○
B008-2 薬剤総合管理指導料	○	○	○	○	○	○
B009 診療情報提供料(注2及び注6)	○	○	○	○	○	○
B011-4 退院準備管理指導料	○	○	○	○	○	○
B014 退院時共同指導料1	○	○	○	○	○	○
B015 退院時共同指導料2	○	○	○	○	○	○
C001 訪問歯科衛生指導料	○	○	○	○	○	○
C001-3 歯科疾患在宅管理指導料	○	○	○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導料	○	○	○	○	○	○
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	○	○	○	○	○
C007 在宅看護指導料	○	○	○	○	○	○
C008 在宅患者救急処置カンファレンス料	○	○	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○	○
1.0の3 医療管理指導料	○	○	○	○	○	○
注14 医療管理指導料の例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)	○	○	○	○	○	○
1.0の3 かかりつけ薬剤師指導料	○	○	○	○	○	○
1.0の3 かかりつけ薬剤師包管理料	○	○	○	○	○	○





「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入居中の患者以外の患者 (次の病種に入居又は入所する者を除く。3の患者を除く。)	2. 入居中の患者	3. 入居中の患者
0.3-3 訪問看護サービス等	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 生活介護、訪問介護、介護支援センター 訪問看護センター等において行っているもの (※1) 小児科多機能診療室(※2) 訪問看護ステーション(※3)	ア 介護療養型医療施設(認知症病棟) イ 認知症老人介護施設 ウ 介護療養型医療施設(認知症病棟以外)	ア 介護老人保健施設 イ 認知症老人介護施設 ウ 介護老人保健施設 エ 地域密着型介護老人福祉施設又は イ 認知症老人福祉施設
0.5 訪問看護サービス等	※2又は※3 ※15及び※17	ア 介護療養型医療施設(認知症病棟) イ 認知症老人介護施設 ウ 介護療養型医療施設(認知症病棟以外)	ア 介護老人保健施設 イ 認知症老人介護施設 ウ 介護老人保健施設
0.5 訪問看護サービス等	※2又は※3 ※15及び※17	ア 介護療養型医療施設(認知症病棟) イ 認知症老人介護施設 ウ 介護療養型医療施設(認知症病棟以外)	ア 介護老人保健施設 イ 認知症老人介護施設 ウ 介護老人保健施設

注) ○: 部分医療従事者等が患者に対して業務に際して業務に関する費用を負担している場合(平成20年厚生労働省告示第128号)の規定により算定されるべき額と同等であるもの。×: 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第50号)第6号の規定により算定されるべきものであるもの。-: 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第50号)第6号の規定により算定されるべき額と同等であるもの。イ: ○ ※15 ※16及び※17

※1 社会福祉施設、身体障害者施設等、看護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入居又は入所する者に係る診療報酬の算定については、「特別養護老人ホーム等に於ける療養の給付に関する取扱いについて」(平成18年3月31日厚生労働省告示第102号)に特段の規定がある場合には、当該規定が適用されるものであること。

※2 次のいずれかの病種に該当する者(※1)を除くこととする。  
 ・ 精神科病院に入院している者  
 ・ 精神科医療機関に入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)

※3 次のいずれかの病種に該当する者(※1)を除くこととする。  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)

※4 次のいずれかの病種に該当する者(※1)を除くこととする。  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)

※5 次のいずれかの病種に該当する者(※1)を除くこととする。  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)  
 ・ 訪問看護センターに入院している者(※1)

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の病源に入院又は入所する者を指し、3の患者を除く。)	2. 入院中の患者	3. 入院中の患者
<p>※7 秋室、リハビリテーション、看護、手術又は透析について、それぞれ、特得診療料の加算等(平成20年度厚生労働省告示第17号、第2条、第3号、第4号又は第5号)に該当するものを除く。</p> <p>※8 死七日から6か月以内の患者については、当該患者を当該特別介護老人ホーム(特取り介護加算の施設等に該当する者)にあってはこの限りではない。</p> <p>※9 認知症患者を除く。(ただし、精神科に入院中の患者を指し、在宅看護訪問診療料、在宅入院等総合管理料、高度入院一時看護費等が認められた患者については、当該サービス利用前30日以内に退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料(以下「在宅看護訪問診療料」という。)を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※10 また、医療保険給付調整日から当該サービスの利用を開始した患者については、当該サービス利用前30日以内の期間については、当該サービス利用開始前の在宅看護訪問診療料等の算定にかかわらず、認知症を併発した場合には、在宅看護訪問診療料(以下「在宅看護訪問診療料」という。)を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※11 当該患者によるサービス利用前30日以内の退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※12 末期の慢性腫瘍の患者であって、当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※13 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、精神科訪問診療料、精神科訪問診療料、精神科訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。</p> <p>※14 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、精神科訪問診療料、精神科訪問診療料、精神科訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。</p> <p>※15 末期の慢性腫瘍の患者、急性膵炎患者の患者又は精神的訪問診療料を算定した患者に限り、利用開始後30日までの間に限り、算定することができる。</p> <p>※16 末期の慢性腫瘍の患者又は精神的訪問診療料を算定した患者に限り、利用開始後30日までの間に限り、算定することができる。</p> <p>※17 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、訪問看護保険料を算定した訪問看護ステーションの管理員等が専任訪問看護を算定した患者に限り、利用開始後30日までの間に限り、算定することができる。</p>	<p>自宅、診療所、診療所出張、身体障害者施設等、特別介護老人ホーム(特取り介護加算の施設等に該当する者)にあってはこの限りではない。</p> <p>※1 介護保険給付調整の対象となる患者に限り、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※2 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。(在宅退室訪問診療料の算定に当たっては、利用開始後30日までの間に係る。)</p> <p>※3 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。</p> <p>※4 当該患者によるサービス利用前30日以内に退室を訪問し、在宅看護訪問診療料、在宅退室訪問診療料、在宅退室訪問診療料等を算定した施設(退室後30日までの間に係る。))が診察した患者に限り、算定することができる。</p> <p>※5 末期の慢性腫瘍の患者、急性膵炎患者の患者又は精神的訪問診療料を算定した患者に限り、利用開始後30日までの間に限り、算定することができる。</p> <p>※6 末期の慢性腫瘍の患者又は精神的訪問診療料を算定した患者に限り、利用開始後30日までの間に限り、算定することができる。</p>	<p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p>	<p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p> <p>ア 介護療養型医療施設 (認知症病棟) イ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ロ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ハ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ニ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ホ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設) ヘ 特別入所介護施設 (介護老人保健施設)</p>

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙2)

区分	ア.介護施設に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		
	介護医療院サービスマニヤの費用のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
初・再診料	X	O	O
入院料等	X		(A400の1 短期滞在手術等基本料1に限る。)
B001の1 ウイルス疾患指導料			O
B001の2 特定薬剤治療管理料			O
B001の3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			O
B001の6 てんかん指導料			O
B001の7 難病外来指導管理料			O
B001の8 皮膚科特定疾患指導管理料			O
B001の9 外来栄養食事指導料			O ※1
B001の11 集団栄養食事指導料			O ※1
B001の12 心臓ペースメーカー指導管理料			O
B001の14 高度難聴指導管理料			O
B001の15 慢性維持透析患者外来医学管理料			O
B001の16 喘息治療管理料			O
B001の20 糖尿病合併症管理料		X	O
B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料			O
B001の23 がん患者指導管理料			O
B001の24 外来緩和ケア管理料			O
B001の25 移植後患者指導管理料			O

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア 介護医療院に在所中の患者 イ 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B001の26 補送型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料				○
B001の27 糖尿病透析予防指導管理料	×			○
B001の32 一般不妊治療管理料				○
B001の33 生殖補助医療管理料				○
B001の34 ハ 二次性骨折予防継続管理料3				○
B001の35 アレルギ一性鼻炎免疫療法治療管理料				○
B001の36 下肢創傷処置管理料	×			○
B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料	×	○	×	○
B001-2-5 院内トリアージ実施料	×	○	×	○
B001-2-6 夜間休日教急搬送医学管理料	×	○	×	○
B001-2-8 外来放射線照射診療料				○
B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料				○
B001-3 生活習慣病管理料				○ (注3に規定する加算に限る。)
B001-3-2 ニコチン依存症管理料	×			○
B001-7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）				○
B005-6 がん治療連携計画策定料				○
B005-6-2 がん治療連携指導料				○
B005-6-3 がん治療連携管理料				○
B005-7 認知症専門診断管理料				○
B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料				○

医学管理等

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者		
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B009 診療情報提供料（I）			併設保険医療機関
注1			
注6			
注8加算			
注10加算			
注11加算			
注12加算			
注13加算			
注14加算			
注15加算			
注18加算			
B009-2 電子的診療情報評価料	x	o	x
B010-2 診療情報連携共有料	x	o	x
B011 連携強化診療情報提供料			o
B011-3 薬剤情報提供料	x		x
B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料	x		o
B012 傷病手当金意書交付料		o	
上記以外		x	
C000 往診料	x	o	x
C014 外来在宅共同指導料			-
在宅医療 第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		o	o
上記以外		x	
検査		x	o
画像診断		o	o
投薬		o	o
		※2	（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）



「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護施設に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
注射	○ ※3		○	○ (専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)
リハビリテーション		○		○ (H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。)
I000 精神科電気療法	x			○
I000-2 経頭蓋磁気刺激療法	x			○
I002 通院・在宅精神療法	x			○
I003-2 認知療法・認知行動療法	x			○
I006 通院集団精神療法	x		x	○ (同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。)
I007 精神科作業療法	x		x	○
I008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	x		x	○
I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	x		x	○
I015 重度認知症患者デイ・ケア料	x		x	○
上記以外			x	
処置	○ ※4			○
手術			○	
麻酔			○	
放射線治療			○	
病理診断			○	
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			x	
B014 退院時共同指導料1			x	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア 介護医療院に入所中の患者 イ 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者	
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料		X
C007 在宅患者連携指導料		X
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料		X
上記以外		O
別表第三		X
訪問看護療養費		X
退院時共同指導加算		O

※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

- ※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。
- ※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）  
 ・疼痛コントロール剤（B型肝炎又はC型肝炎又は後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）  
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎又は後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）
- ※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。  
 ・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・エポエチンベータベゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）  
 ・HIF-1阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）  
 ・疼痛コントロール剤のための医薬用医薬  
 ・インタフェロニン製剤（B型肝炎又はC型肝炎又は後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎又は後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）  
 ・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体
- ※4 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、排便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科教育処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、腫瘍等処置を除く。
- ※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

事務連絡  
平成25年2月12日

全国老人福祉施設協議会  
全国老人保健施設協会  
全国障害老人ホーム協議会  
全国盲老人福祉施設連絡協議会  
日本認知症グループホーム協会  
全国有料老人ホーム協会  
全国特定施設事業者協議会  
サービス付き高齢者向け住宅協会

御中

都道府県  
各指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

事務連絡  
平成25年2月12日

厚生労働省老健局高齢者支援課

高齢者施設等における防火安全体制の徹底について

長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにて発生した火災等を受け、今般、「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（平成25年2月12日付事務連絡（別添参照））が発出されたところです。

貴会におかれましては、日頃から防火安全対策に関する周知等を行っていただいているところですが、改めて、会員各位に対し、防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、周知徹底をお願いいたします。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により4名が死亡、8名が負傷し、また、同月10日には新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災により1名が死亡、5名が負傷するという痛ましい事故が発生いたしました。

これを受け、総務省消防庁より、2月12日付け消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（別添）が発出されたところです。

貴部局におかれましては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び関係団体等への周知徹底をお願いいたします。

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室より、2月9日付け事務連絡「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考1）、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地



消防予第56号  
平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

域移行・障害児支援室より、2月11日付け事務連絡「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考2）、厚生労働省老健局振興課・老人保健課より2月12日付け事務連絡「小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（参考3）を发出しておりますので、関係部局とも連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られますようお願いいたします。

消防庁予防課長  
（公印省略）

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災（別紙1参照）において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定ですが、当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いいたします。

記

- 1 消防法令違反等の是正の徹底  
消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。
- 2 夜間における応急体制の確保  
火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。
- 3 火災予防対策の推進  
下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。  
(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

長崎県グループホーム火災 (第6報)

消防庁  
平成25年2月9日  
14時30分現在

- 1 発生日時等  
 発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中  
 発知時刻：平成25年 2月 8日19時43分  
 鎮圧時間：平成25年 2月 8日21時09分  
 鎮火時刻：平成25年 2月 8日21時49分
- 2 発生場所  
 住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手  
 用 途：複合用途 (グループホーム、事務所、住宅) (消防法施行令別表第1 (16) 項イ)

- 3 建物概要  
 構造：鉄骨造一部木造  
 階数：4階建て  
 建築面積：調査中  
 延面積：529.4㎡  
 1階：グループホーム 121.8㎡  
 2階：グループホーム 148.56㎡  
 3階：事務所 149.04㎡  
 4階：住宅 110.00㎡  
 焼損程度：部分焼  
 焼損床面積：調査中

- 4 死傷者等  
 (1) 人的被害  
 死 者：4人 (女性4人)  
 負傷者：8人  
 (重症2人 (男性1人、女性1人)、中等症4人 (女性4人うち1人グループホーム職員)、軽症2人 (男性1人、女性1人))

- (2) 建物被害  
 出火建物：調査中

- 5 火災原因等  
 2階より出火  
 他、調査中

- 6 消防用設備等の設置状況  
 消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。  
 (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。  
 (4) 寝具・布張り家具 (ソファ等) に防火性能 (これに相当する着火防止性能を含む。) を有する製品の使用の推進を図ること。

担当  
 消防庁予防課設備係 守谷、竹本  
 企画調整係 大嶋、齋藤  
 予防係 椎名、児玉  
 電話：03-5253-7523  
 FAX：03-5253-7533



事務連絡  
平成25年2月9日

7 防火管理の状況  
防火管理者選任者、消防計画届出有

8 最新の立入検査  
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施

- 9 消防庁の対応
- 2月8日(金) 21時00分 長崎県から第1報受領  
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
  - 21時30分 長崎県から第2報受領
  - 22時35分 長崎県から第3報受領
  - 23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の  
火災原因調査(特に必要があると認められた場合)を実施  
することを決定。
  - 23時35分 長崎県から第4報受領
  - 0時00分 長崎県から第5報受領
  - 7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究  
センター職員5名を順次派遣
  - 13時56分 長崎県から第6報受領

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中  
中核市

厚生労働省 老健局 高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

昨日2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災や平成22年3月の北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災を踏まえ、防火安全体制の徹底等をお願いしてきてきたところですが、多数の人的被害を伴う火災が発生したことは誠に遺憾です。

あらためて、認知症高齢者グループホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び認知症高齢者グループホームへの周知徹底をお願いします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内認知症高齢者グループホームに対する指導・助言を行うとともに、併せて、認知症高齢者グループホームにおいて、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施  
運営基準第82条の2第1項(第108条で準用)に定める非常災害対策について、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

＜連絡先＞  
消防庁予防課設備係  
守谷・竹本  
Tel (03)5253-7523  
Fax (03)5253-7533



都道府県  
指定都市 障害保健福祉主管部 (局) 御中  
各 中核市

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について

障害者グループホーム・ケアホームについては、これまでも事務連絡や全国会議等の場を通じて、防火安全体制の徹底等をお願いしてまいりましたが、昨日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも火災が発生したところであります。

つきましては、あらためて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、都道府県、指定都市、中核市は管内のグループホーム・ケアホームに対する指導・助言を行うとともに、グループホーム・ケアホームにおいて下記に留意の上再点検が行われるよう、周知をお願いします。また、それに当たっては、当省の認知症・虐待防止対策推進室から上述の長崎の事例を踏まえた対応を既に要請している貴自治体の介護保険主管部(局)とも必要に応じて連携をとっていただくよう、あわせてお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホーム、ケアホームを運営する事業者は、指定基準第154条及び第213条において準用する第70条の定める非常災害対策について、同条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な定期的な従業員に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第1項(第108条で準用)  
指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 地域住民等との連携

運営基準第82条の2第2項(第108条で準用)において、避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、本条に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりの構築状況
- ② 訓練の実施に当たって、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のある訓練の実施状況

(参考)

運営基準第82条の2第2項(第108条で準用)  
指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

運営基準第93条第2項に定める消火設備の設置状況については、点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。なお、消防法施行令(昭和36年政令第37号)において、スプリンクラー設備の設置が規定されていない275㎡未満の認知症対応型共同生活介護事業所においても、介護緊急整備等臨時特例基金の活用により、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

運営基準第93条第2項  
共同生活住居は、その入居定員を五人以上九人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

2. 地域住民等との連携

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、目頃から消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際、消防・避難等に協力してもらえるような体制作りを努めること。点検の結果、適切な対応が取られない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

○ 消防団や近隣住民との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

指定基準第154条及び第213条において準用する第70条第1項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。

点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、設置義務がかからないグループホーム・ケアホームの消防用設備の設置費用についても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金等の助成対象にしているため、当該助成制度の活用により、その設置の促進に努めること。

【点検事項】

○ 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況

(参考)

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)  
(平成十八年厚生労働省令第七十一号)

(非常災害対策)

第七十条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(準用)

第二百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第七十八條、第九十条及び第九十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。(後略)

(準用)

第二百三十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第七十八條、第九十条、第九十二条、第九十四条から第九十六条まで、第九十八條、第一百零一条及び第一百零二條から第一百零三條までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。(後略)

◎ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について(抄)(平成18年12月6日障発第1206001号)

第四 療養介護

3 運営に関する基準

(19) 非常災害対策(基準第70条)

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。





都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部(局) 御中  
          中核市

厚生労働省老健局 振興課  
老人保健課

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおける防火安全体制の徹底及び点検について

2月8日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けまして、2月9日に認知症高齢者グループホームについて、防火安全体制の徹底及び点検のお願いをしたところです。

小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスにおいても、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、管内市町村及び小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所への周知徹底をお願いいたします。

また、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号。以下「運営基準」という。)に定める非常災害対策に係る各項目の実施状況等について、市町村は、管内小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所に対する指導・助言を行うとともに、併せて、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所において、下記に留意の上、点検が行われるよう周知をお願いします。

なお、都道府県におかれましては、併せて管内市町村に対し、その旨の周知をお願いします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施  
運営基準第82条の2第1項(複合型サービスは第182条で準用)に定める非常災害対策について、本案に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。  
点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講ずること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対応するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえらるよう体制作りを求めるとしたものである。

第八 共同生活介護

3 運営に関する基準

(13) 準用(基準第154条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条及び第92条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)を参照されたい。

第十四 共同生活援助

3 運営に関する基準

(3) 準用(基準第213条)

基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第141条から第146条まで、第148条、第149条及び第151条から第158条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(1)、(3)②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第八の3の(1)から(5)まで、(7)、(8)、(10)から(12)までを参照されたい。